

保育の必要性が認定される理由

①	居宅外で月64時間以上労働することを常態としていること。
②	居宅内で月64時間以上、当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
③	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 ※出産予定日の前後それぞれ8週間が該当します。
④	疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有していること。
⑤	同居又は長期入院等している親族を常時介護又は看護していること。
⑥	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
⑦	求職活動を継続的に行っていること。 ※認定期間は最長3ヶ月までとなります。
⑧	学校等の教育施設に在学していること。
⑨	職業訓練施設にて職業訓練を受けていること。
⑩	虐待やDVの恐れがあると認められること。
⑪	育児休業取得時に、既に入所している児童がいて、継続利用が必要であると認められること。※継続入所可能期間は、育児休業対象児童が1歳に達する年の年度末までです。
⑫	その他市長が認める上記に類する状態にあること。

1. 上記いずれかに該当すれば、保育の必要性があることとなります。
2. 保育の必要な理由について、確認のための添付書類の提出が必要になります。
3. 申請後に保育の必要性が変更になるような場合（例：仕事を辞めた・妊娠した等）には、必ず市役所こども育成課までご連絡ください。